

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(有)手箱建設	高知県吾川郡いの町戸中81-5

2. 指名停止措置期間

平成28年 1月15日 から 平成28年 1月28日 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(有)手箱建設が、平成27年2月、高知県吾川郡いの町の町道改良工事において、3メートル下の地面に擁壁を吊り下ろして設置する作業中、移動式クレーン車が転落し運転手が死亡した事故に関し、工事計画通りに作業する指導を怠ったとして、平成27年11月、高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号の措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正 利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼 井 政 勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高 崎 勝 行 (内線2512)